

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和7年10月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金關係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500107 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2500014 号

第1 結論

請求期間のうち、平成 10 年 1 月から平成 11 年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 9 年 1 月から平成 13 年 9 月まで

平成 9 年初頭に国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを契機に同年 3 月から定期的に 3 か月分ずつの保険料を金融機関の窓口で納付し、平成 12 年頃からは口座振替により保険料を納付した。請求期間当時、税務署に提出した所得税の確定申告書の控えを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 10 年 1 月から平成 11 年 12 月までの期間について、請求者は、国民年金保険料（以下「保険料」という。）を 3 か月ごとに金融機関で納付し、納付した保険料については、A 社の指導に基づき、平成 10 年分の確定申告においては請求者一人分の保険料を、平成 11 年分の確定申告においては自身と妻の二人分の保険料を申告した旨陳述しているところ、請求者から提出された請求期間に係る所得税の確定申告書の控え（以下「申告書」という。）によると、平成 10 年分の申告書の社会保険料控除欄に記載された金額は同年 1 月から同年 12 月までの保険料一人分の金額と一致し、平成 11 年分の申告書の同欄に記載された金額は同年 1 月から同年 12 月までの保険料二人分の金額と一致していることから、請求者は、平成 10 年 1 月から平成 11 年 12 月までの期間に係る保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間のうち、平成 9 年 1 月から同年 12 月までの期間について、同年分の申告書における社会保険料控除欄には「年金」として、同年 1 月から同年 12 月までの保険料一人分の金額が記載されているところ、請求者は、同年初頭に納付書が送付され、同年 3 月から 3 か月ごとに保険料を納付し、遡って数か月分の保険料を納付した記憶がないと陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の現在の基礎年金番号に係る資格取得処理日は平成9年12月3日であり、同日より前に納付書が作成されることはないことから、請求者の主張する納付時期及び納付方法で保険料を納付することはできない。

また、請求者は、上記の資格取得日より前に自身に別の番号が付番されていたのではないかと陳述していることから、社会保険オンラインシステムにおいて請求者の氏名及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に現在の基礎年金番号とは別の番号が払い出された形跡はない。

3 請求期間のうち、平成12年1月から平成13年9月までの期間について、各年分の申告書における社会保険料控除欄には「年金」として、請求者が各年の1月から12月までに自身と妻が納付したと主張する二人分の保険料額が記載されている。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、平成12年11月から平成13年3月までは保険料の免除期間であり、上記の申告書に記載された保険料額は、当該オンライン記録の内容と整合しない。

また、オンライン記録により、上記の免除期間に係る申請年月日は平成12年12月11日、処理年月日は平成13年1月15日であることが確認でき、このことについて請求者は、平成12年の年末頃に経済的な支援制度や負担軽減措置についてB市役所に相談には行ったものの、自分で免除申請をした明確な記憶はない旨主張しているが、国民年金法第90条(当時)には、都道府県知事は、被保険者から申請があったとき、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができます旨規定されており、上記の免除期間に係る記録とは矛盾しない上、オンライン記録において当該免除期間に係る保険料が追納されたことも確認できない。

さらに、請求者は、平成12年頃からC銀行D支店の口座から口座振替により保険料を納付したと主張しているところ、同支店から提出された「預金取引履歴明細表」により、平成12年4月分から口座振替により保険料が納付されていることが確認できるが、平成13年9月分までは一人分の保険料が納付され、同年10月分から二人分の保険料が納付されていることが確認でき、請求者及び請求者の妻に係るオンライン記録とも符合する。

4 このほか、請求者が保険料を納付していたとするE信用組合(当時は、F信用組合)G支店及びH組合I支店の担当者は、請求者が請求期間に係る保険料を窓口で納付したことを確認できる資料は保管していないと陳述しており、請求期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間及び平成12年1月から平成13年9月までの期間について、請求者から提出された申告書のほかに請求者が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情はないことから、請求者は当該期間に係る保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500109 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2500015 号

第1 結論

請求期間のうち、平成 11 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 10 年 7 月から同年 9 月まで
② 平成 11 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 11 年 7 月から同年 12 月まで

請求期間①、②及び③の国民年金保険料については、3か月ごとに夫の分と併せて納付書と現金を金融機関に持参して納付していた。当時税務署に提出した平成 10 年分及び平成 11 年分の所得税の確定申告書（申告者は夫。）を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、請求者は、自身と夫の国民年金保険料（以下「保険料」という。）を 3 か月ごとに金融機関で納付し、納付した二人分の保険料は確定申告の際に社会保険料として申告した旨主張しているところ、請求者から提出された「平成 11 年分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除欄には、「年金」として平成 11 年中に納めたとする保険料額が記載されており、その金額は、同年 1 月から同年 12 月までの保険料二人分の金額と一致していることから、請求者は、請求期間②及び③に係る保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間①についても、請求者は、自身と夫の保険料を 3 か月ごとに金融機関で納付した旨主張し、請求者から提出された「平成 10 年分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除欄には、「年金」として平成 10 年中に納めたとする保険料額が記載されている。

しかしながら、上記の確定申告書に記載された保険料額は、平成 10 年 1 月から同年 12 月までの保険料一人分の金額と一致しており、請求者は、同年は夫の納付分のみを申告し自身の納付分は申告しておらず、この金額は夫の保険料納付分であるとしていることから、当該確定申

告書からは、請求者が請求期間①に係る保険料を納付したことを確認することができない。

また、請求者が保険料を納付していたとするA信用組合（当時は、B信用組合）C支店及びD組合E支店の担当者は、請求期間①に窓口で保険料を納付したことを確認できる資料は保管していない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間①に係る保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情はないことから、請求者が請求期間①に係る保険料を納付していたものと認めることはできない。